

学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法より）

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみでなく、組織的に判断することが求められる。—文部科学省の定義より—

このことにより、いじめを次のようにとらえることができる。

- (1) 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係にある者との関わり。
- (2) 「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなど。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。



被害を受けた児童がそう感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要

2 「いじめ」の問題に関する基本的認識

「STOP the いじめ アクションプラン（岡崎市）」に沿って、いじめ防止に向けた取組を計画的に進め、未然防止・早期発見・適切な対応に努める。

- (1) 「いじめ」はどの学校でも起こりうる問題であり、どの児童も、被害者にも加害者にも成り得ることから、全ての児童に関わる問題であると全教職員が理解する。

全教職員が、児童が発しているサインをみのがすことのないように、教師は、「自分の学校や学級でもいじめが起きている」という危機感をもって常に児童に接する。教職員相互の情報交換会を設け、いじめ防止や早期解決につなげる。

- (2) いじめは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡らせる。

「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、児童も教師ももつ。また、いじめの当事者だけでなく、いじめをはやしたてたり、傍観したりする態度もいじめる行為と同様に許せない行為であることを、すべての児童に指導する。また、「いじめは犯罪行為に当たる可能性がある」という認識のもと、警察との連携を強化させる。

- (3) いじめられている子どもの立場で考える。

思い悩んで相談して来る児童の思いを親身に受け止める。いじめにいかにも迅速に、そして適切に対応するかにより、いじめの悪化を防止するとともに、早期の解決につなげる。ささいなことでも、真剣に児童の声に耳を傾ける。

- (4) 学校内に子どもの悩みを受け入れる相談体制を整備する。

養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を深めるとともに「教育相談週間」（アンケートの実施）

「人権週間」「友達のいいところ見つけ」（全校集会）などを設定して、児童が相談しやすい環境整備に努める。また、必要に応じて登校支援員や、スクールソーシャルワーカー等を活用する。

(5) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるためのチーム学習を推進する。

(6) 「心の成長」を図るために道徳・学級活動・ふれあいタイムを大切にする。

児童が日頃から豊かな人間関係を育み、心の成長を図るための教育活動として「道徳」「学級活動」水曜日課（簡単清掃後の25分間）での自治的活動（委員会・縦割り・担任とふれあい）の時間を保障し、「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進める。

(7) 日頃から、児童と教師との信頼関係を築いていく。

日頃からの挨拶や声かけ、登下校指導・給食（1，6年給食、誕生日給食）・放課・清掃時間・委員会・部活動などの機会を通じて児童とのふれあいを大切にする。

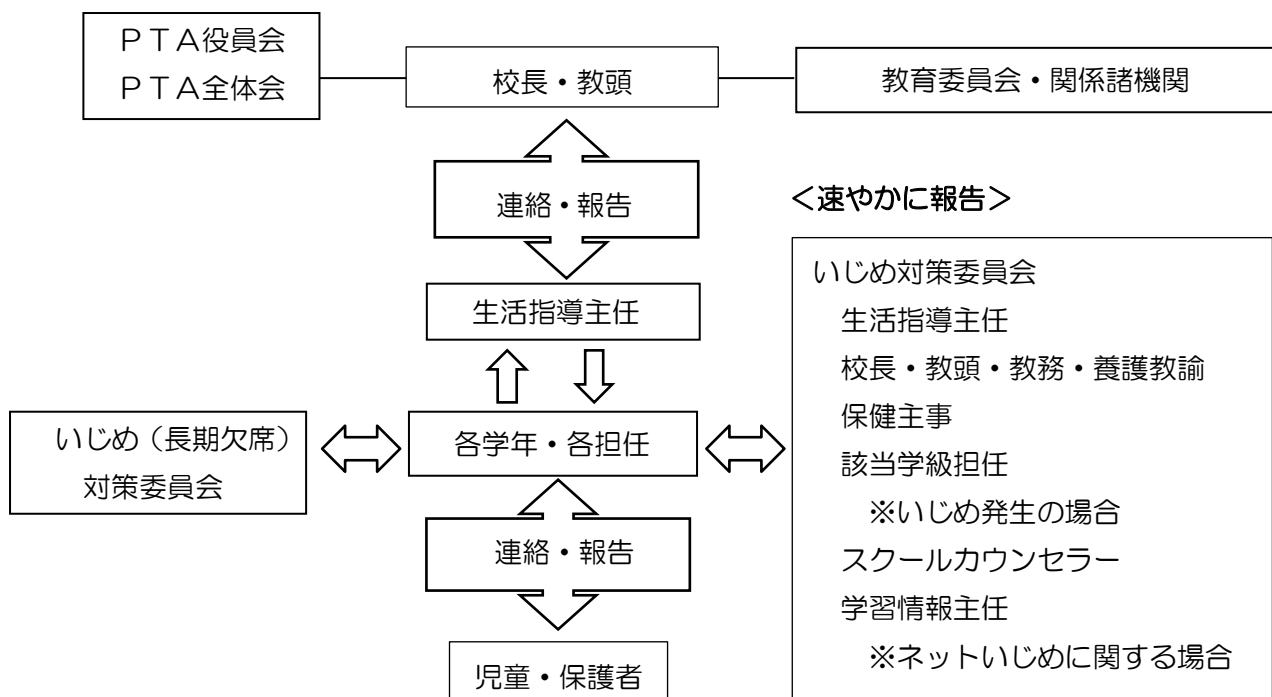
(8) 家庭教育の在り方がいじめ問題に大きく関わるため保護者との連携を深める。

いじめ問題の解決には、家庭の協力が極めて重要な役割を担っている。日頃より、家庭において、いじめ防止を推進するために、自他の命を大切にする心や他を思いやる心、規範意識の醸成等についての話し合いの機会をもってもらうことを推奨する。さらに、さまざまな情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取り組んでいく協力体制を築くようにする。「学校いじめ防止基本方針」については、4月に保護者に説明するとともに、学校ホームページに掲載する。また、昨今増加傾向にある SNS トラブルへの対応に備え、年度初めの授業参観で全学級において、情報モラルの授業を実施する。2か月ごとに学校で生活アンケートを実施する。3学期の後半に行うアンケートについては、家庭で実施することで、家庭との連携を図る。

3 「いじめ防止」の指導体制づくり

いじめ問題を解決するには、担任一人の力に頼るのではなく、学校全体で組織的に一つのいじめ問題に対応し、担任を援助する。

<指導体制>



4 「いじめ」が発見された場合の対応例と役割分担

(1) いじめ発見時の対応例

- ① 事実関係を確認し、記録する……学級担任を中心に、生活指導主任やその他の教師と連携し、いじめの内容や時期、場所などについて明確にする。(いじめの疑いがある時も同様に迅速な事実確認をし、記録をとる。)
(OK タスク、児童の記録から)
- ② 「いじめ対策委員会」を開き、協議する。(場合により臨時対策委員会の開催) いじめ対策委員会を行ったときは、適切に議事録を作成する。
- ③ いじめられた児童を徹底して守り通すとともに、その結果を教育委員会に報告する。

(2) 役割分担

対応する内容	担当者
① いじめられた児童への対応	主に学級担任・養護教諭
② いじめた児童への対応	// 学級担任・生活指導主任・教務主任
③ その他の児童(観衆、傍観者)への対応	// 学級担任・養護教諭
④ いじめられた児童の保護者への対応	// 学級担任・教頭
⑤ いじめた児童生徒の保護者への対応	// 生活指導主任・教務主任
⑥ PTAへの働きかけ(必要な場合)	// 校長・教頭
⑦ 教育委員会などの関係諸機関との連携	// 校長・教頭・生活指導主任

5 「いじめられている児童」への対応

- (1) いじめられている児童のこれまでの心の痛み、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解する。
- (2) 学校生活のいろいろな場面で、本人を支えたり励ましたり、本人の「よさ」を認めることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- (3) 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませることがあるので、このような言動は避ける。

6 「いじめている児童」への対応

- (1) 事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聞き、実態をできる限り正確に把握する。
- (2) 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたのか認識させ、反省させる。相手の立場にたって行動することにより、再びそのようなことを行わないという気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- (3) 注意・指導ばかりでなく、なぜそのような行為にはしらざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾け、心情をくみ取る。

7 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- (1) いじめられている児童がいじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じ取らせる。
- (2) いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教師が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- (3) もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教師に言ってくるように働きかけていく。このような中で、いじめを通報してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、通報したためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

8 令和8年度の基本方針

- (1) 令和7年度のいじめの実態から明らかになった課題

①昨年度、いじめとして認知した件数は21件であり、いじめの様態として、最も多かったのは「冷やかしゃからかい、悪口」など、次いで、上履きを隠されるなどの「嫌なことや恥ずかしいことをされる」ことであって、「たたかれる、けられる」といった傷害行為は少なかった。このことから、実際に加害していなくても、些細な「言葉の暴力」が相手の「心を傷つける」ことについて、児童に改めて伝えていく必要がある。また、いじめ発見のきっかけとして最も多かったのは「生活アンケートの記述・面談」からであった。このことから、引き続き「生活アンケートおよび個人面談」に取り組んでいきつつも、担任が日々児童と接する中で、いじめに対するアンテナを高く持ち、より積極的に児童とコミュニケーションを図っていくことが必要であると考ええる。

②昨年度中に発覚したいじめに関する案件について、重大ないじめと認識される事例はなかったが、特定の児童間で悪口やからかい、悪ふざけが継続しているケースが見受けられた。その中で、一度は一定の解消を得た事案が、何か月か後になってまた同様な事案として発覚するケースがあった。今年度は、昨年度より作成、継続運用している「いじめ事案状況報告」ファイルを活用し、指導の日時、内容、その後の経過について情報共有を密に図りたい。さらに、一定の解消を得たケースにおいても、その後の当該児童（被害児童、加害児童ともに）の様子を担当は見取りつつ、声掛けを続け、いじめの未然防止と早期発見に努めたい。

※本校は単学級のため、児童同士の間関係に広がりや得られにくいこと、いじめ等で関係が悪化してしまった児童同士も、距離を取りづらいことなどが、②のようなケースの要因として考えられる。

- (2) 課題を解消するための今年度の取組

①学級活動や全校活動の場で役割を与え、責任をもって取り組ませる。自分がその役割をやり遂げたという達成感と、他者から認められることにより、自己有用感を高められるようにする。

<具体的な取組>

- ・学級（係活動など）や校内の活動（委員会活動など）に積極的に取り組み、一人一人に責任と自覚をもたせる。
- ・日頃の学級活動や授業の中、帰りの会（学級の雰囲気や子供の様子から担任ごとに考案した「よいところ探し」 例「ピー玉貯金」「ほめほめタイム」「ありがとうカード」）などで、互いの良いところを褒め合い、認め合う他者評価の場を設ける。

- 「人権」「いじめ」をテーマとした集会を児童会が計画運営し、他者の気持ちを考え、いじめはどんな理由があろうとも許されないことであることを学校全体で考える機会を設ける。

②子供がいじめを受けたと感じたとき、できるだけ早く悲しい気持ちを打ち明けて相談できるような、担任をはじめとする教職員との信頼関係の構築を図る。

<具体的な取組>

- 日頃から子供と話したり、定期的に各学級で日記に取り組んだり、遊んだりして子供と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- 日常観察や生活アンケートの結果だけでなく、学校全体で児童を見守っていくという立場で子供たちと関わり、互いに情報を共有し、子供の悩みやいじめを早期発見できるように心がける。
- 教職員で情報を素早く共有し、事実確認後、素早く指導するようにする。

③学級内だけでなく、全校での縦割り活動を定期的に取り入れ、様々な関係性を築くことができるようにする。

<具体的な取組>

- チーム学習では、子供同士の関係性をよく見取り、WEB-QU や生活アンケート、個人面談の結果等も参考にしながら、心理的安全性の高い集団づくりに努める。
- 年度当初に、「縦割り班」を編成し、サツマイモを育てる活動や運動会の全校リレー、レクリエーションなどを行うことで、良好な関係性と、高学年のリーダー性を育む。
- 職員会や現職研修で、新聞記事や過去の事例、法律をもとに、いじめ防止に関する知見を広げ

9 いじめ防止に係る年間計画

月		いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き ○情報モラル指導 ○保健教育(心と体の成長) ○入学を祝う会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○家庭訪問 ○学校運営協議会1 ○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5	D		○サツマイモつる挿し(縦割り班活動) ○竜谷学区大運動会(全校)	○第1回生活アンケート実施、個人面談	○授業参観での「情報モラル」授業公開
6	C		○現職研修	○山の学習(5年)	○WEBQUの実施→検証
7	A	○第1回いじめ・長期欠席対策委員会実施		○第2回生活アンケート実施、個人面談	○部活動参観 ○個別懇談会
8	P				
9	P		○情報モラル教育 ○学校保健委員会	○第3回生活アンケート実施、個人面談	○学校参観
10	D	○現職研修	○部活動激励会 ○キッズデイズ	○WEBQUの実施→検証	
11	C				○学校運営協議会2
11	A		○サツマイモ堀り集会(縦割り班活動) ○竜谷っ子ピッカピカ大作戦 ○マラソン大会(全校)	○第4回生活アンケート実施、個人面談	○個別懇談会
12	C	○第2回いじめ・長期欠席対策委員会実施	○修学旅行(6年) ○人権集会(人権擁護委員さんによる講話) ○人権標語 ○保健指導(命の大切さ)	○第5回生活アンケート実施、個人面談	○学芸会参観
1	A		○学芸会(全校) ○情報モラル教育 ○なわとびレク		○学校参観
2	P		○学校関係者評価委員会の結果、検証 ○「基本方針の見直し」	○卒業を祝う会 ○卒業式	○第6回生活アンケート実施、個人面談
3	P	○第3回いじめ・長期欠席対策委員会実施			
通年		○いじめに関する情報収集と情報共有 ○対応策の検討	○集会による講話 ○道徳、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活アンケート及び個人面談	

10 「いじめ」をなくす学校の対応

	教職員の動き	具体的対応策
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめ問題に取り組むための体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生時の組織的マニュアルの作成 ◎学級集団適応心理検査の効果的な活用 ◎道徳教育及び児童主体の自治的活動の推進 ◎日頃の児童の観察と情報交換 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見、早期対応 ◎校内研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・WEB-QU 結果分析と学級経営への活用研修 ・SNS を通じたいじめへの早期対応研修 ・子供の命を守るための自殺予防研修 ◎学校保健委員会の充実 ◎教育相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査や教育相談の実施 ◎児童による主体的活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の立案や企画を支援する ・他学年との思いやりいたわりの心を育てる ・縦割り清掃活動、縦割り探鳥活動などの充実 ◎家庭・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめ対策委員会などの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・役職 ・生活指導主任 ・養護教諭 ・スクールカウンセラー ・学習情報主任 ◎道徳教育を要とした人権教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える授業の実施、人権標語の募集 ◎情報交換（職員打ち合わせなど） <ul style="list-style-type: none"> ・ささいな変化の報告 ◎カウンセリングマインドの習得、事例研究 ◎各学級でふわふわ言葉とちくちく言葉を振り返りカードで実践（年3回） ◎いじめアンケートの実施（毎学期2回）、実施後に教育相談、行動観察、情報交換 ◎家庭へのアンケートの実施（年1回程度）、実施後に教育相談 ◎いじめ防止運動につながる活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「友達のいいところ見つけ」保健体育委員会 ・全校レク（委員会活動での実施）など ◎保護者、地域への取組の紹介と協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・学校だより・保護者会など
いじめ発生時	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校体制で対応 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職のリーダーシップに基づく組織的対応 ・役割分担と責任の明確化 ・全教職員への情報提供と共通理解 ◎いじめられた児童の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の確認、継続的な状況確認 ・いじめ解決の約束 ・指導の記録（個人情報・人権への配慮） ◎いじめた児童への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の確認、継続的な状況確認 ・いじめは許さないという毅然とした指導 ◎当該保護者（加害・被害）への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・指導経緯の報告、家庭の様子の確認 ◎いじめられた児童を守るための対策 <ul style="list-style-type: none"> ・心身の安全の保障・共感的な理解 ◎学級・学年全体への指導 ◎家庭・地域との課題の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緊急いじめ対策委員会の結成 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針の検討、保護者対応 ・事実内容により警察等関係機関への情報提供 ・教育委員会への報告 ◎専門的指導者の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭、スクールカウンセラー、学校医との連携 ・自信や存在感を持たせる活動の場の提供 ◎家庭と連携した指導 <ul style="list-style-type: none"> ・相手の思い、自己の行為を考えさせる指導 ・いじめに至った加害児童の原因の背景の確認 ・立ち直りの支援 ◎明確な指導方針、対応策の提示 ◎チームで対応策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問・必要に応じた登下校の送り迎え ・状況確認・席替え・友達づくりの支援 ◎いじめ問題の取組を保護者・地域に発信

終 息 時	◎卒業までの継続指導	◎教育相談の継続・実態調査の実施
	◎充実した学校生活への環境改善	・事後観察、事後指導、定期的な声かけ
	◎地域・家庭との連携	◎魅力ある学校づくりの推進
	◎いじめに関する学校評価	◎地域ネットワークづくり ◎職員、児童、保護者、外部による評価

1 1 教育相談

(1) いじめられている児童に対する教育相談

いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさにも全面的に共感し寄り添う。それにより、精神的に安定させて自信をもたせるようにする。

<手順>

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② 事実関係を把握する。
 - ・事実をなかなか話さないことがあるので、形式的・表面的にならないで、共感的に根気よく聞き出す努力をする。
 - ・心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・場合によっては、いじめられている児童に自分から話しやすい教師を選ばせる。
- ③ いじめに対して、教師も一緒に取り組むという気持ちを伝える。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・その子のもっている優れた能力や個性をその子自身に認識させ、それを学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。
 - ・学級の中で、活動の機会と場を準備する。
- ⑤ その子が望むなら、いじめていた子供（たち）と話し合う場をもち、教師も話し合いの一員として必ず立ち会う。
- ⑥ 教育相談を継続する。

(2) いじめている児童に対する教育相談

いじめている児童に対しては、「いじめは、絶対に許されない行為である。」という強い認識に立ち、毅然とした態度で指導する。しかし、このような子供は家庭や学校でさまざまな不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、子供の生活背景を踏まえて、いじめの動機や原因になった心理的な問題に焦点をあてた指導を行う。

<手順>

- ① 事実関係の把握をする。
 - ・いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
 - ・納得できないことは問い直す。
 - ・いじめに加わっていた児童が複数の時でも、一対一で対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気付かせる。
 - ・いじめていた児童は、いじめられていた児童の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。そこで、相手に与えた苦しみや痛みがいかにか大きいかを認識させる。
- ③ 行為に対する責任をとらせる。

- ・発達段階に応じて、保護者とともに謝罪するなど自分で責任ある行動をとるように指導する。
- ④ いじめの理由を聞き、自立を援助する。
 - ・子供との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、それを自分でどのように解決するか、さらに今後どのような心構えで生活していくのかなどを具体的に考えさせる。
 - ・教師の威圧的な指導だけでは、表面的には解決したようにみえても、いじめが潜在化して、再発する恐れがある。
- ⑤ 正しい人間関係の在り方について指導する。
- ⑥ 教育相談を継続する。

1 2 「ネットいじめ」から子供を守る

(1) ネットいじめ

「ネットいじめ」は、ネット上の不適切な書き込み等、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたることが特徴である。

(2) 求められる未然防止・早期発見の取組

- ① 発達段階に応じた情報モラルを児童に身に付けさせる指導の充実を図る。
- ② 教職員の日頃の情報交換を密にし「ネットいじめ」の現状について、事例などを踏まえ、共通認識・共通理解を図る。
- ③ P T Aと連携した啓発運動を行い、スマートフォンやインターネットにつながる環境にあるゲーム機の使用制限やフィルタリング 100%にし、家庭でのルールを作るように啓発する。
- ④ ネットパトロールやネットいじめに対処する対応を整える。

1 3 児童生徒の自殺予防教育について

(1) 目的

自殺対策基本法第 1 7 条第 3 項においては、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等として、学校は、以下のことを目的とする。

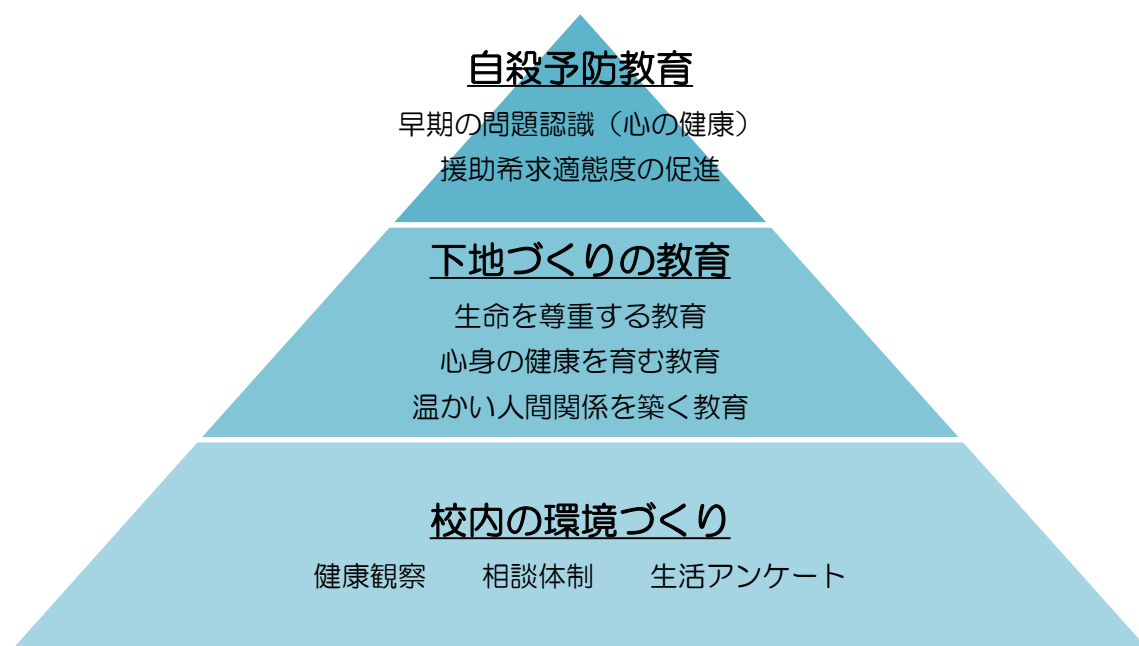
- ① 各人がかけがえのない個人として、共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発。
- ② 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育又は啓発。
- ③ 児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発。
- ④ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していく。

(2) 学校における合意形成

- ① 校内実施組織
 - ・管理職、役職、生活指導主任、道徳主任、養護教諭、担当教師、スクールカウンセラー等で構成するのが望ましい。可能であれば学校医も参加。
- ② 子供対象の自殺予防教育の必要性
 - ・行内実施組織内で、子供対象の自殺予防教育を行う必要性・意味について確認する。
 - ・外部講師や養護教諭、スクールカウンセラーに任せてしまうのではなく、担当の教師（担任）

が、学校の実態や自殺予防教育の目的とすることについて十分に伝えることが重要である。

- 指導案や教材の作成についても、校内実施組織が中心となっていく。
- ③ 保護者との合意形成
- 学校やPTA主催の講演会等のテーマに取り上げて直接伝える機会をもつとともに、出席できなかった保護者との間でも学校だより等を通して、共通認識を図ることが重要。講師としては、養護教諭やスクールカウンセラーが継続的に関わるのが望ましい。
 - 必ずしも賛成の親ばかりではないので、参加・不参加の意思決定をお願いする。
 - 参加する保護者は、同意を得たとする「消極的同意」の手続きを踏んでおく必要がある。
- ④ 地域の関係機関との合意形成
- 自殺予防教育との関わりが深い、小児科、精神科、精神保健福祉センター、児童相談所等の行政機関とは、既存のネットワークの中で学校における子供対象の自殺予防教育の必要性やその内容について提示し、共通理解を図っておく。



(3) 子供対象の自殺予防教育の実施に向けて

- ① 自殺の実態
- ア 日本の自殺の実態：自殺者数の推移、自殺率の国際比較、年齢別死因から見た自殺、年齢階級別の自殺死亡率の推移
 - イ 子供の自殺の実態：中高生の自殺数の推移、未成年の自殺原因・動機
 - ウ 我が国の自殺対策：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、文部科学省の自殺対策
- ② 自殺予防の三段階
- ア 予防活動：全ての人を対象にした自殺予防
 - イ 危機対応：現在、危機状況にある人への対応
 - ウ 事後対応：自殺が起きた後の対応
- ③ 子供対象の自殺予防教育の必要性
- ア 若年層の自殺の深刻な実態
 - イ 全ての子供を対象に自殺予防教育を行う意味

- ④ 子供対象の自殺予防教育の目標
 - ア 早期の問題認識（心の健康）
 - イ 「援助希求的態度」の育成
- ⑤ 子供対象の自殺予防教育の進め方
 - ア 学校内での役割
 - イ 関係機関との連携
 - ウ スクリーニング、授業実施、フォローアップ

※9月は「自殺予防週間」、3月は、「自殺対策強化月間」として位置づけられている。（厚生労働省）

変化に「気付く」 「耳を傾け」、ねぎらう 支援先に「つなげる」 温かく「見守る」

みんなで取り組もう「命を守るゲートキーパー」

こころの健康相談ダイヤル 0567-064-556	24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
よりそいホットライン 0120-279-338	よりそいホットラインFAX 03-3868-3811

14 学校と地域との連携

- (1) 日頃からの連携に基づき、いじめ解決のため、地域との積極的な協力を図る。
- (2) いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し指導する。対応の後には、情報提供者に必要事項を報告する。
- (3) 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱を依頼する。

15 学校と関係機関との連携

- (1) いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を行う。

岡崎市教育委員会 学校指導課指導班	23-6439
岡崎警察署生活安全課	58-0110
少年愛護センター	51-3283
西三河福祉相談センター	27-2779
ハートピア上地	58-4831
ハートピア竜美	71-3207
西三河教育事務所家庭教育コーディネーター	27-2740
教育相談センター（SSW）	71-3201

- (2) 特に深刻ないじめについては、あくまでも学校の主体性を維持しつつ、警察と連携して対応する場合もある。